平成２１年（フ）第６６号
徳島県阿南市桑野町原田22番地１
債務者　河成　秀子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第６９号
徳島県阿南市見能林町上かうや17番地１　正瑞マンション東棟１階２号室、住民票上の住所徳島県阿南市見能林町上かうや17番地１正端アパート102
債務者　山﨑　明子
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７０号
徳島県阿南市見能林町上かうや17番地１　正瑞マンション東棟１階２号室、住民票上の住所徳島県阿南市見能林町上かうや17番地１正端アパート102
債務者　山﨑　晴代
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２１年（フ）第７６号
徳島県阿南市長生町西方592番地223
債務者　松本　孝雄
１　決定年月日時　平成22年２月23日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２２年（フ）第２号
愛媛県西条市明屋敷497番地３
債務者　小林　講三
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第４号
愛媛県四国中央市川之江町余木1005番地１
債務者　金森　　輝
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２２年（フ）第６号
愛媛県西条市大町393番地３、前住所愛媛県新居浜市庄内町２丁目９番38号
債務者　園部　和世
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２１年（フ）第１０６８号
高知県香南市赤岡町965番地１
債務者　井上　智恵
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１号
高知市種崎739番地17
債務者　磧　　信昭
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２２号
高知市仁井田763番地３
債務者　土居　美佐
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２８号
高知市百石町２丁目19番22号　２Ｆ
債務者　箱根　美惠
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３２号
高知市塚ノ原180番地５　秋沢ハイツ101
債務者　植田　智子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３４号
高知市春野町平和386番地
債務者　川野　尚子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第３５号
高知県吾川郡いの町2265番地１
債務者　髙岡　正二
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４２号
高知市弥生町１番22号　高本マンション302号
債務者　西岡　武子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第８２号
高知市横浜新町２丁目102番地　県住横浜団地Ｒ７―401
債務者　川上　恭二
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４号
高知県安芸市本町３丁目10番36号
債務者　山本　加奈
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
福岡県田川郡福智町弁城1164番地４
債務者　若江らん子
１　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福岡地方裁判所田川支部